

企画競争説明書

業務名称：東ティモール国防災機材整備計画準備調査

調達管理番号：21a01114

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年2月24日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2022年2月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国防災機材整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年5月 ～ 2023年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：芳沢 Yoshizawa. Shinobu@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象

となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2022年3月4日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2022年3月10日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2022年3月18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を

参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) US\$ 1 = 115.262 円
 - b) EUR 1 = 128.511 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／災害復旧・防災計画
- b) 機材計画1／運用・維持管理計画1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.93人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年4月8日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、
本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含
む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の
結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補
助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、
本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含
む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローア
ップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の
調達から排除されます。

1.4 その他留意事項

（1）配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに
使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉
及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった
場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提
供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除しま
す。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しま
せん。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするともに、
虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがありま
す。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：災害復旧・防災関連建設機材、災害時緊急対応用機材計画に係るO/D（概略設計）、B/D（基本設計）、D/D（詳細設計）、SV（調達監理）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／災害復旧・防災計画（2号）

➤ 機材計画1／運用・維持管理計画1（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／災害復旧・防災計画）】

- a) 類似業務経験の分野：災害復旧・防災計画に係る O/D、B/D、D/D、SV
 - b) 対象国・地域又は類似地域：全世界
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：機材計画 1 / 運用・維持管理計画】
- a) 類似業務経験の分野：機材計画及び運用・維持管理計画に係る O/D、B/D、D/D、SV
 - b) 対象国・地域又は類似地域：全世界
 - c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注 4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注 5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注 6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限

は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／災害復旧・防災計画	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画1／運用・維持管理計画1	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」もしくは「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「東ティモール国防災機材整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は国土の大部分を山地が占め、沿岸域まで急峻な地形を有するとともに、市街地が山沿いから海岸にかけての狭い平野に位置しているため、地滑りなどの土砂災害や浸水被害が例年発生しており、自然災害リスクへの脆弱性を評価する世界リスク報告書（国連大学環境・人間の安全保障研究所（UNU-EHS）、2016年）では171カ国中12位にランクされている。

2021年4月には未曾有の豪雨が発生し、首都ディリ市内の中小河川及び排水路が氾濫し、市内の大部分を冠水させた。この洪水によって基盤インフラは損壊し、約31,000戸の住宅が被災、死者は43名に上った。また、山地部では土石流や地滑りが発生し、道路・橋梁等が被害を受け、交通途絶により地方都市間の移動が困難となり、地方部の被災状況の把握や支援物資の輸送にも大きな支障が生じた。災害時は、公共事業省建設機械管理公社（英語名称：Institute of Equipment Management, Ministry of Public Works、正式名称：Insstituto de Gestao dos Equipamentos 以下、IGE）が即応対応から復旧工事を担うほか、公共事業省が民間企業に復旧工事を委託している。IGEは全国7箇所の拠点に計182台の建設機材を保有しており、平時は公共事業省や県の委託を受け、道路や河道の整備を行っているが、自然災害発生時は、平時の事業で使用している建機等を被災箇所に送り、政府の即応部隊として道路啓開や河道掘削等を行うなど、災害への備えと復旧対応の両面において、より良い復興（Build Back Better 以下、BBB）を先導する役割を担っている。IGEの保有している機材の約半数は、我が国の自衛隊から2004年に供与されたものであるが、老朽化が進行している。今次洪水災害への即応業務においても、建設機材が不足し迅速な復旧に支障が生じたため、IGE保有機材の更新・整備が喫緊の課題となっている。また、災害発生時には、給水タンク、発電機、トイレ、防災備蓄倉庫などの災害時緊急対応機材の備えもなく、脆弱な活動体制となっており、災害時に即応対応を行うIGEが関連機材を保有する必要性についても指摘されている。このため、東ティモール政府は道路や河道の整備のための建設機材及び災害時緊急対応機材を更新・整備し、災害への備えと災害復旧対応の能力強化を図るべく、無償資金協力事業としての防災機材整備計画（以下、「本事業」）の実施検討を我が国に要請した。

この様な状況下、本事業は平時の道路や河道の整備、及び災害発生時の初動対応、復旧を担うIGEに対し、首都ディリを中心に東ティモール全土において、建設機材及び災害時緊急対応機材を整備することで、災害への備えと復旧対応に係る課題を解決し、災害に強い街づくりを目指すものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 事業目標：

道路・河道整備用建設機材及び災害時緊急対応機材を更新・整備することにより、災害への備えと災害復旧対応の能力強化を図り、もって、東ティモール民主共和国の災害に強い街づくりに寄与するもの。

(2) 事業概要：

建設機材及び災害時緊急対応機材の整備

(3) 対象地域：

首都ディリ市及び全土

(4) 実施機関：

公共事業省建設機械管理公社(IGE)

第4条 業務の目的

本業務の目的は、以下の2点である。

- (1) 施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算する。
- (2) 事業の成果・目標を達成するために必要な先方（相手国）側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等に配慮し、報告書等を作成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、東ティモール政府から検討要請のあった「防災機材整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、現地調査については、JICAが東ティモール側と合意する協議議事録も踏まえて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法・調査項目¹

2021年8月から2022年8月まで実施予定の「東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査(以下「基礎調査」という。)」において収集済みの情報をレビューし、追加調査・

¹ 本業務指示は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。同様に、本特記仕様書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案することを認める。

協議を行い、協力内容を検討・決定する。本業務開始後、情報収集のための協議(オンライン)をJICAが設定する。また基礎調査最終レポートも2022年8月に提供する。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、以下の通り計2回(①現地調査(OD)、②概略設計協議(DOD))の現地渡航を想定している。なお、それぞれの現地渡航に際しては、発注者から直営の調査団員が1週間程度参加する予定(現地隔離期間(該当する場合)を除く)である。

- 現地調査(OD)：最適な事業内容を検討するために必要な事業の背景・内容の確認、調達、免税情報等の調査、概略設計、概略事業費の積算、準備調査報告書(案)の作成等に必要な調査、協議、情報収集等を行うために実施する。
- 概略設計協議(DOD)：現地調査(OD)及び現地調査後の国内作業(設計・積算審査含む)等をもとに、概略設計(案)を相手国政府関係者に説明・協議するために実施する。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適当と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分にJICAと協議する。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と内容を確認・協議する。

ア) 第1回現地調査派遣前

現地調査の実施に先立ち、先方関係者との協議及び現地調査の方針を確認する。

イ) 第1回現地調査帰国後

現地調査結果を記載した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

ウ) 第2回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

エ) 第2回現地調査帰国後

現地調査における先方関係者との「協力準備調査報告書(案)」に係る協議内容を確認する。

(4) 基礎調査及び関連する調査で収集した情報の活用

本事業で実施する内容の検討にあたっては、基礎調査の調査結果を活用し、また、契約後には直ちに業務に着手することで効率的な調査実施を図る。基礎調査と並行して「東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力(施設応急対策)(第1期)」によりブルト灌漑及びマリアナ灌漑におけるサイクロン被害調査を実施した(以下「ブルト灌漑調査」という)。同様にベモス給水施設を対象にした「東ティモール国ベモスディリ給水施設緊急改修計画現状調査(導水/取水施設計画)」(以下「ベモス給水調査」という)、コモロ川上流新橋及び河川護岸を対象にした「東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画事後現状調査」(以下「コモロ河川護岸調査」)を実施していることから、これら調査を参照し、特に基礎調査で収集済みの情報を活用・レビューし、効率的に調査

を実施する。

(5) 調達事情調査

本事業は緊急性が高く、また、機材が適切に維持管理され、長期にわたり活用される必要があることから、調達する建設機材、災害時緊急対応機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討する。本事業で調達する機材の検討にあたり、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等を調査の上参考とする。

(6) 平時・災害時の実施機関・関係機関所掌業務、連携状況

本事業で整備する資機材は、IGEが一元的に運用・維持管理を実施するが、災害発生時には公共事業省道路・橋梁・治水局 (Department of Roads, Bridges and Flood Control 以下、DRBFC)、東ティモール水道公社 (Bee Timor-Leste 以下、BTL) 等の関係機関が連携して災害への備え及び復旧対応を行うとされているが、平時と災害時で関係機関の所掌業務、連携状況につき具体的に確認を行う。

また、国民保護府が応急対応を所掌していることから、災害時緊急対応機材に関しては、機材の必要性に加え、IGEが同機材を保有することに対する国民保護府の了解を得ることを前提とする。発注者が同了解取り付けを行うが、受注者はその協議への参加、及び必要となる支援・協力を可能な範囲で行うこと。

(7) 平時・災害発生時の機材運用実績及び計画

IGE、公共事業省道路・橋梁・治水局 (DRBFC)、東ティモール水道公社 (BTL) における、平時と災害発生時の機材 (建設機材及び災害時緊急対応機材) 運用実績及び計画を確認する。また、IGEから民間企業への建設機材の貸与状況・条件、ガイドラインの有無等の確認を行う。

IGEは人道支援を主導する国連機関や他ドナーと連携し、復旧対応を円滑に進めるため、被災者の生活支援活動を実施する (飲料水、電力、トイレの提供等) 計画を有するが、実績を含め、運用面からその計画の妥当性を確認する。現在IGEが保有する給水車に関しては、平時と災害時でどのような活動を実施しているのか現状確認を行う。また、取水箇所及び水質に関しBTLからも聞き取りを行う。

仮に、飲料水を提供している場合には、取水箇所及び水質に問題がないかBTLからも聞き取りを行う。

災害時緊急対応機材をIGEが保有することを国民保護府 (応急対応担当部局) が了解する場合には、機材計画策定を行う。

上記を確認の上、必要に応じソフトコンポーネント等による災害発生時の関連機関と連携した機材運用計画策定の支援の必要性を確認する。

なお、JICAは「東ティモール国水道公社事業運営改善プロジェクト (2021年11月～2024年11月)」を実施しており、給水車や排水ポンプ車の運用・数量等の検討やBTLとの役割分担等については、同プロジェクトからも情報を得ること。

(8) 機材の仕様・数量の検討

本事業で調達する建設機材・災害時緊急対応機材の仕様・数量については、東テ

イモール側の要望とともに、関連する事業におけるIGEが関与(直営、受注、建機貸出)する事業の位置づけ(重要度・同国における事業の割合等)、東ティモールの道路及び河川の特性・自然環境、現有機材の種類・数量・稼働状況、関連法規及び調達事情調査結果(スペアパーツの調達容易性、国内における整備・修理可否等)を踏まえ検討する。

特に建設機材の仕様検討にあたってはスペアパーツの調達容易性、国内での整備・修理可否に関する調査を十分に行うこととする。なお、現状IGEは排水ポンプ車、災害時緊急対応機材を保有していない。

また、他ドナーが実施した類似事業の実績、計画及び教訓について確認し、機材の仕様・数量の検討の際にそれら調査結果を反映させる。

(9) 機材の設置先の検討

本事業で調達する建設機材及び災害時緊急対応機材の配置先はIGEを想定しており、ディリ及び地方にあるIGE6拠点(Ermera、Luquica、Hera、Suai、Natarbora、Tibar)への設置も想定している。IGEのディリと地方拠点との間の所掌・役割分担、所掌地域内の平時・災害時の過去の稼働実績、工事实績(直営、受託)、建機貸出実績を確認の上、想定される事業ニーズを確認する。また、地方の拠点も含め、現有機材の種類・数量・稼働状況、機材保管スペース、操作・維持管理に係る人員配置、職員の技術力や道路・河道の整備・復旧及び維持管理の実施内容・実績等を確認する。更に、東ティモール側関係者の意向についても確認のうえ、機材の配備・保管先を検討する。

(10) 機材整備・メンテナンス状況、維持管理体制及び人材育成の検討

IGEにはオペレーター60人、ドライバー38人、メカニック27人がおり、重機の基本的な操作や維持管理を実施している。また、2022年度予算として2百万米ドルの維持管理予算を要求している等、保有機材の維持管理に注力している。本事業で調達する機材の定期的な整備・メンテナンス・修繕及び日常的な維持管理に必要な資機材・スペアパーツ・機器・体制等を確認する。

機械の運転・維持管理の指導、災害発生時の関連機関と連携した機材運用に技術的な課題が確認された場合には、確実な運転・維持管理体制の構築を目的としたソフトコンポーネントによる能力強化計画を検討すること。

(11) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限かあるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCとしている。しかしながら、現地調査の結果、カテゴリ分類の変更が必要だと判断される場合は、東ティモール側及び発注者と相談の上、対応を検討する。

(12) 貧困削減・ジェンダーに関する調査

機材選定の確認調査を進める際、女性や子ども等社会的弱者への配慮の必要性、IGEの男女比、ソフトコンポーネント検討時の参加予定者のジェンダー比率を調査

する。また、社会状況の把握として、対象地域周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。特に、トイレ設置時の女性への配慮事項（プライバシー、安全管理）につき必要な対応を検討する。

（13）安全対策に関する取組み

本業務の実施に当たっては、現地の治安情勢、事業実施の際に予見される脅威及び安全対策の検討に必要な情報収集を行ったうえで、本事業に必要な安全対策措置について検討を行う。本事業で調達する建設機材の活用計画を確認し、東ティモールにおける工事中の安全対策や交通規制方法等を調査し、必要に応じて規制資機材や安全用品等を機材計画に含めることを検討する。また、案件別安全対策検討シート（案）の作成に協力する。

なお、プラント等の据付工事を伴う機材を計画に入れる必要性が認められる場合は、「ODA 建設工事等安全管理ガイドランス」（2014年9月）https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdfの趣旨を踏まえて業務を行う。

（14）入札時の競争性確保に向けた確認

道路・河道整備事業においては、構成機材の中には製造可能なメーカーが限定されるケースも考えられるため、各機材の選定に際しては、入札時の競争性が確保されていることを確認し、必要に応じて調達のロット分けを検討する。

第7条 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

東ティモール側から提出された要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート及び東ティモール側への質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

発注者が直営で派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国の無償資金協力制度等を含む）を東ティモール政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

- ① 東ティモールにおける道路・河道整備事業及び災害時緊急対応事業に係る政策・上位計画を確認する。
- ② 東ティモールにおける道路・河道整備及び災害時緊急対応実施状況とそれに関する維持管理・予算、機材維持管理の現状と課題等を調査し、本事業の重要性、必要性を確認する。

- ③ 本事業の背景・経緯及び内容を再度確認する。
- ④ 本事業に関連する他ドナー（国際機関、他国機関等）の動向、事業内容及び事業の教訓等を確認する。

（４） 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるIGEの組織・権限・人員構成や近年の予算状況・技術水準、平時・災害時における道路・河道整備計画・実績、災害時緊急対応計画の内容や状況等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか実態も含めて確認する。また、機材台帳管理、機材運用・設置計画策定、補修作業の適切さや効率等、実施機関の能力についても確認する。

本事業の実施に必要な人員・予算等の体制について、先方が対応可能であるかを十分検討するとともに、必要な対策事項等を事業内容に反映する。

特に、機材の整備・メンテナンス、スペアパーツ購入に必要な予算（目途）を算出し、事前に東ティモール政府に伝達の上、予算確保を先方負担事項として合意の上、協議議事録に残すことを想定しているため、必要な情報収集、協力を行うこと。

（５） サイト状況調査（道路・河道整備状況及び災害時緊急対応状況）

本業務にて行う設計・積算に関し、必要な精度を担保するため、対象地域において、以下に示す道路・河道整備状況及び災害時緊急対応実施状況の確認調査を行う。

① 道路・河道整備状況、実施機関（地方拠点を含む）が有する道路・河道整備機材の種類・数量・稼働状況・故障原因・耐用年数及び道路・河道の整備に関する、事業・運用計画、補修計画、予算、実施内容・実績（直営業務、受注業務、建機貸出等）、並びに盗難等に関する治安対策を調査する。その際、他ドナーの類似事業の実績、計画及び教訓についても確認し、類似の事業計画がある場合には、事業の進捗状況等、詳細を確認する。

また、災害時緊急対応実施状況についても同様に詳細を確認する。

② 道路・河道整備及び補修工事は実施機関が直営で行うもの並びに外部から受注し実施するもの、及び建機の貸出を実施し別機関にて実施するものに分かれる。このことから、建機を貸出する際の基準・条件や規模等についても現状を調査する。特に、IGEによる過去の機材貸し出しの履歴簿（自衛隊供与後からこれまで）を確認し、貸出実績、料金、貸出中の破損や損傷の管理状況、返却状況も確認する。

③ 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理、現地でのヒアリング調査等により行う。

（６） 調達事情調査

- ① 本事業で調達する建設機材、災害時緊急対応用機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。
- ② 調達に関わる関連法令について調査する。

- ③ 本事業で調達する機材の現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。

(7) 事業内容の計画策定

上記調査及び発注者との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限、以下の項目を含める。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2019年10月）に準拠して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。また、設計精度については入札に対応できる精度を確保する。積算に当たっては、契約締結後速やかに発注者より積算ブリーフィング（無償資金協力の設計・積算に係るブリーフィング）を実施する。

① 基本計画（機材の設置先、数量・仕様等）

調達事情や実施機関の実施体制・能力、道路・河道整備・補修の実績・計画、保有機材、機材調達後の維持管理計画等を勘案し、設計方針を整理する。また、プラント等据付に必要な機材をコンポーネントに含める場合には、据付計画も併せて策定する。

(ア) 全体計画

実施機関が現有する機材の種類・数量・稼働状況・耐用年数や事業計画・現況、人員配置、技術力、他の道路・河道整備を所掌する部局・地方組織等からの機材の融通可能性等を調査し、その結果を踏まえ、設置先としての適否や各機材の具体的な設置先を検討する。

これまでIGEが保有する建設機材等は、直営・受注事業・建機貸出等の形で活用されてきているため、こうした使用形態も含めて利用計画を検討する。また、機材の整備、利用や貸出のための規則を検討しIGEによる実行を促進する等、本来の目的である災害復旧・復興工事や防災のための工事に必要な際には、建設機材等が確実に活用されるよう、IGEからも了解を取り付けるなど、留意する。

また、調達機材の保管場所の有無、保管場所がある場合にはその状況（保管台数、環境（ヤードの屋根の設置状況）等）について確認する。

災害時緊急対応機材運用は本来国民保護府の所掌であるため、同機材をIGEが保有する妥当性が確認された場合（国民保護府の同意を含む）には、同機材も本計画に含めるとともに、IGEの災害時緊急対応の活動計画策定を行う。

(イ) 機材計画

必要と認められる機材について、想定事業費を踏まえ、機材名、仕様、数量、使用目的等を整理する。また、東ティモール側からの要望や対象地域の気候・地形等の自然条件等を考慮するとともに、実施機関の技術レベルに応じた仕様・規模に絞り込んだうえで機材の優先順位を付ける。

本事業で調達する機材のスペアパーツについての調達も検討し、その数量については建設機材の特性、交換サイクル等を十分に考慮して決定する。

IGEは災害時緊急対応機材計画を保有していない見込みが高いため、(ア)にてIGEによる機材保有の妥当性が確認された場合には機材計画を策定する。

② 調達計画

本事業で調達する機材の調達計画や具体的な調達工程等を入札時の競争性確保に留意のうえ検討する。

③ ソフトコンポーネント等の検討

現地調査（OD）で東ティモール側関係者と協議の上、協力対象事業完了後の機材維持管理マニュアル（含む機材台帳）の作成、災害対応にかかる協働体制の構築と機材運用に関する研修運営・維持管理、オーバーホール及びスペアパーツ管理等に関する支援の必要性を検討する。JICA内設計・積算方針会議の結果、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

ソフトコンポーネント計画の内容は、ソフトコンポーネント検討会で審査を行うこととする。ただし、ソフトコンポーネントの内容が2,000万円未満の場合は、発注者への書類審査のみとする。概略設計協議（DOD）時には、先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

（8） 税金情報の収集・整理

本事業の免税情報は、東ティモール国「プレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画準備調査」にて収集された情報を参照することが可能である。本業務では、JICA東ティモール事務所から提供する上記情報を参照の上、追加で必要となる情報を収集の上、所定の様式（免税情報シート）にまとめ、OD現地調査終了時までに、JICA東ティモール事務所へ提出する。

（9） 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（必要な人員配置、用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、予算確保、維持管理作業中の交通規制等）のプロセス、実施すべき時期、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国側に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の先方負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の先方負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

（10） 事業の維持管理計画策定

本事業で調達する機材の維持管理計画及び盗難等への治安対策を検討することとし、IGEの実施体制および人的リソース、保有機材の運用維持管理に関する技術力、財政状況、機材のメンテナンス体制やスペアパーツ確保の見込みを確認し、機材台帳を含め、維持管理計画を検討する。その際、我が国の「（社）日本建築機械化協会、建設機械等損料表」及び既存機材の使用状況等を参考に、各機材の耐用年数を設定した上で、維持管理計画を検討する（維持管理予算や更新費用の算出等）こととする。

（11） 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の

概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。機材については入札に対応できる精度を確保する。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

① 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照する。

② 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

③ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(12) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①豪雨や地滑り等で生じる道路の損傷及び河道の狭窄の整備件数（箇所／年）や工事延長（km／3年）、②建設機械の稼働率の向上（%）、等を想定しているが、他に定量的効果について提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果測定のためのベースライン調査（現地再委託・調査補助員も含む）が必要な場合は調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて提案する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の標準指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

(13) 安全対策

「第6条 実施方針及び留意事項(13)安全対策に関する取組み」に記載のとおり、無償資金協力実施時に必要な安全対策について検討する。

(14) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(15) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(16) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計や技術協力での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(17) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(18) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）を東ティモール国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

東ティモール国政府関係者等への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の

説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書
- ② 概要資料
- ③ 準備調査報告書
- ④ 機材仕様書
- ⑤ デジタル画像集
- ⑥ 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- ⑦ 免税情報シート

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（5）から（10）を成果品とする。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| （1）業務計画書 | ： 和文3部 |
| （2）インセプション・レポート | ： 英文10部
和文10部 |
| （3）現地調査結果概要 | ： 和文10部 |
| （4）準備調査報告書（案） | ： 英文10部
： 和文10部 |
| （5）概略事業費（無償）積算内訳書 | ： 和文2部 |
| （6）機材仕様書 | ： 和文2部
： 英文4部 |
| （7）準備調査報告書 | ： 和文（製本版）8部及びCD-R 1枚 |
| ： 英文（製本版）18部及びCD-R3枚
（※進捗報告書を含む。） | |
| （8）デジタル画像集 | ： 和文（先行公開版）3部及びCD-R 1枚
： CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度） |
| （9）Project Monitoring Reportの初版 | ： 英文CD-R1枚 |
| （10）免税情報シート | |

注1）（1）業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載する。

注2）（5）については設計・積算マニュアル補完編及び機材編を、その他については無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドラインを参照する。

注3）（7）準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載を含むことから、施工・調達業者契約の認証が終了するまで非公開としている。このため、調査の完了直後には概略事業費の記載がない準備調査報告書（和文：先行公開版）を公開している。

注4）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（注：最新版を参照）」を参照する。

注5）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程計画（案）

2022年5月上旬頃から第1回現地調査を行い、その後国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、同年10月中旬頃第2回現地調査で「最終報告書（案）」に基づいた、相手国実施機関に説明を実施することを想定する。翌2023年2月上旬までに最終報告書を含む成果品を作成・提出することを想定する。

本計画は日本人の渡航が可能であることを前提にした工程計画であり、新型コロナウイルス感染拡大により渡航が制限されている場合は、上記に示した概要資料提出時期を守るよう、遠隔による調査も含め柔軟に対応を検討する。具体的な作業計画や現地調査時期については、本業務開始後にJICAと協議することとする。

業務内容を考慮の上、より適切な工程計画が有る場合、プロポーザルにて提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約12.96人月（現地：6.5人月、国内6.46人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1 業務主任者／災害復旧・防災計画（2号）
- 2 機材計画1／運用・維持管理計画1（3号）
- 3 機材計画2／運用・維持管理計画2
- 4 調達計画/積算

なお、運用・維持管理計画1は業務主任者の統括の下で、運用・維持管理計画2を指導し、IGE本部に加え、機材設置先となる各拠点の運用・維持管理計画調査の質の担保と取りまとめを担当することを想定している。

(3) 現地再委託

現時点での想定はなし。

(4) 現地傭人

事前準備期間、現地調査期間、国内解析期間を通じ、調査を円滑に進めるための現地傭人の雇用を認める。別見積りにて提案すること。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 東ティモール国ディリ洪水対策情報収集・確認調査プログレスレポート
- 東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画事後現状調査報告書
- 東ティモール国ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画現状調査（導水／取水施設計画）報告書

- 東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（施設応急対策）（第1期）サイクロン被害調査報告書
- 計画内容（機材リスト）（案）
- IGE 保有機材の内訳
- IGE 保有機材の内故障機材リスト

2) 公開資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ホームページにて閲覧可能です。

- 東ティモール国コモロ川上流新橋建設計画準備調査報告書
- 東ティモール国ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画基本設計調査報告書
- 東ティモール国第二次ベモス-ディリ給水施設緊急改修計画事業化調査報告書
- 協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）
- 同「機材編」（2019年10月）

(6) その他留意事項

1) 無償資金協力の実施体制

本事業が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICAまたは調達代理機関は、本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2016年10月）の様式-2を準用した表を添付する。

2) 安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員が外務省「たびレジ」に登録し、JICAが実施している安全対策研修Web版を受講するとともに、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

* 安全対策研修Web版 <https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>

3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上